

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成18年4月6日(2006.4.6)

【公開番号】特開2003-267850(P2003-267850A)

【公開日】平成15年9月25日(2003.9.25)

【出願番号】特願2003-52592(P2003-52592)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/00	(2006.01)
A 6 1 Q	17/04	(2006.01)
A 6 1 K	8/19	(2006.01)
A 6 1 Q	1/10	(2006.01)
A 6 1 Q	1/12	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	7/42	Z N M
A 6 1 K	7/00	B
A 6 1 K	7/032	
A 6 1 K	7/035	

【手続補正書】

【提出日】平成18年2月16日(2006.2.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】ナノ粒子を吸収して有する吸収性粉末を紫外線防御に十分な量で含有する、皮膚に塗布するための粉末組成物。

【請求項2】有機サンスクリーン剤をさらに含む請求項1の粉末組成物。

【請求項3】ナノ粒子が、有機サンスクリーン剤、ステアリン酸、アミノ酸、シリコーン、パーフルオロポリエーテル、及びオクテニルコハク酸アルミニウムスタークからなる群から選択される一以上の化合物で被覆されている、請求項1又は2の粉末組成物。

【請求項4】ナノ粒子が、酸化鉄、酸化アルミニウム、酸化ジルコニア、酸化バナジウム、酸化ニオブ、酸化タンタル、酸化クロム、酸化モリブデン、酸化タンゲステン、酸化コバルト、酸化ニッケル、酸化銅、酸化亜鉛、酸化スズ、酸化セリウム、酸化アンチモン及び二酸化チタンからなる群から選択される一以上の酸化金属を含む、請求項1ないし3のいずれかに記載の粉末組成物。

【請求項5】吸収性粒子が多孔性非ヒュームドシリカを含む、請求項1ないし4のいずれかに記載の粉末組成物。

【請求項6】シリカが0.4~20μm、好ましくは1~15μm、より好ましくは1~5μmの粒子サイズを有する、請求項5の粉末組成物。

【請求項7】ヒトの皮膚に塗布したときに粉っぽい外観を生じない請求項1ないし6のいずれかに記載の粉末組成物。

【請求項8】ヒトの皮膚に塗布したときに乾燥した外観を生じない請求項1ないし6のいずれかに記載の粉末組成物。

【請求項9】ヒトの皮膚に塗布したときにかさつきのないテクスチャーとなる請求項1ないし6のいずれかに記載の粉末組成物。

【請求項10】少なくとも18、好ましくは18~40、より好ましくは22~30の紫外線防御指数(SPF)を提供する請求項1ないし9のいずれかに記載の粉末組成

物。

【請求項 1 1】 固形白粉、粉白粉、粉末類紅、粉末アイシャドー、色補正用パウダー、ブロンジングパウダー、タルカムパウダー、及びエアゾール用粉末からなる群から選択される、請求項 1 ないし 10 のいずれかに記載の粉末組成物。

【請求項 1 2】 無水組成物、エマルジョン、分散体、及び懸濁液からなる群から選択される一以上のメンバーを含む、請求項 1 ないし 11 のいずれかに記載の粉末組成物。

【請求項 1 3】 前記吸收性粉末が無機吸收性粉末である、請求項 1 ないし 12 のいずれかに記載の粉末組成物。

【請求項 1 4】 前記ナノ粒子が無機ナノ粒子である請求項 1 ないし 13 のいずれかに記載の粉末組成物。

【請求項 1 5】 請求項 1 ないし 14 のいずれかに記載の粉末組成物及び基材を含むパーソナルケア用品。

【請求項 1 6】 吸收性粉末に、紫外線防御を提供する局所用組成物を製造するのに十分な量でナノ粒子を吸收させることを含む、請求項 1 ないし 14 のいずれかに記載の粉末組成物の製造方法。

【請求項 1 7】 請求項 1 ないし 14 のいずれかに記載の粉末組成物を皮膚に塗布することを含む、皮膚の小じわ及びシワの出現を減少させる方法。

【請求項 1 8】 請求項 1 ないし 14 のいずれかに記載の粉末組成物の製造方法であつて、

a . 吸收性粉末とナノ粒子を、吸收性粉末にナノ粒子を吸收させるのに十分な時間混ぜ合わせ；

b . ナノ粒子を吸收して有する吸收性粉末と一以上の局所用に許容される成分とを混合する、

ことを含む方法。